

運営管理機関の定期的な評価の実施に当たっての検討ポイント

企業年金連合会
 会員サービスセンター
 政策企画課
 確定拠出年金推進室 主任
 根津 真雄まさお氏

確定拠出年金法の改正により、企業型年金を実施する事業主は、少なくとも5年ごとに、運営管理機関に関する評価および検討を行い、必要な措置を行うことが努力義務とされた。本稿では、これらの実施に当たってポイントとなる体制、項目および報告等について、「法令解釈通知(厚生労働省)」や「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック(企業年金連合会)」の記述を踏まえて整理した。

Point!

1 評価体制の整備

運営管理機関の評価を実施するための体制や実施の頻度については、企業の規模等によって実施可能な範囲がおのずと異なってくると考えられる。また、労働組合がない企業もあり、企業ごとに望ましいあり方を検討し、整備することになるだろう。体制の検討に当たっては、まず、

企業型年金の事務局のみとするか、あるいは、事務局のみとはせず、事務局以外のメンバーも参加する委員会等の形式とするか、が第一のポイントとなる。さらに、委員会等の形式とする場合のメンバーとしては、人事労務部門以外では、経営企画部門や財務部門、また、企業年金基金がある場合は、基金事務局や理事会・代議員会のメンバーを選定することも考えられる。労働組合からメン

バーを入れるかどうかポイントだ。また、評価を実施する時期について、事業主は運営管理機関から少なくとも年1回、制度運営の状況等について報告を受けることとされており、この報告を受けた後に実施することが、効果的だと考えられる。

Point!

2 評価項目の検討

評価の考え方は、加入者等の利益のみを考慮した制度運営となっているかを確認していくことが重要となるが、具体的な項目について、法令解釈通知においては、その企業の規模や加入者等の構成、制度導入からの定着度、投資教育の充実度等により、それぞれの事業主において異なると考えられるとしており、少なくとも図表1-1の項目について評価を行うべきとしている。また、図表1-2の項目についても評価を行うことが考えられるとしている。

なお、評価の実施は必ずしも運営管理機関の変更を意味するものではない。同一の運営管理機関に委託を行う場合であっても、引き続き当該運営管理機関に委託することが適当である等の結論を得ておくことが望ましい。

図表 1-1 評価項目の例(1)

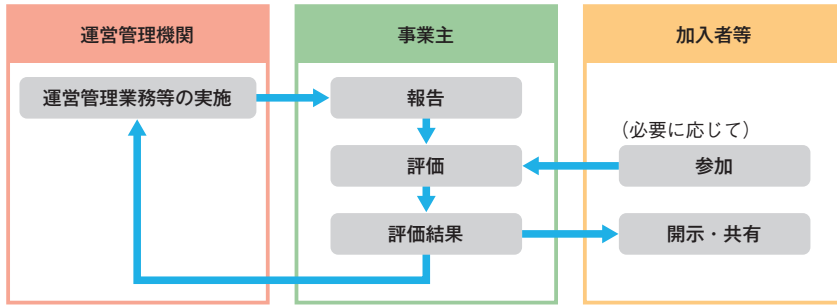
項目	項目
1	提示された商品群の全て、または多くが1金融グループに属する商品提供機関または運用会社のものであった場合、それが専ら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。
2	下記(ア)～(ウ)のとおり、他の同種の商品よりも劣っている場合、それが専ら加入者等の利益のみを考慮したものであるといえるか。 (ア) 同種の他の商品と比較して、明らかに運用成績が劣る投資信託である。 (イ) 他の金融機関が提供する元本確保型商品と比べ、提示された利回りや安全性が明らかに低い元本確保型商品である。 (ウ) 同種の他の商品と比較して、手数料や解約時の条件が良くない商品である。
3	商品の手数料について、詳細が開示されていない場合、または開示されているが加入者にとって一覧性がない、もしくは詳細な内容の閲覧が分かりにくくなっている場合、なぜそのような内容になっているか。
4	運営管理機関が事業主からの商品の追加や除外の依頼を拒否する場合、それが専ら加入者等の利益のみを考慮したものであるか。
5	運営管理機関による運用の方法のモニタリングの内容(商品や運用会社の評価基準を含む)、また、その報告があったか。
6	加入者等への情報提供が分かりやすく行われているか(例えば、コールセンターや加入者Webサイトの運営状況)。

図表 1-2 評価項目の例(2)

項目	項目
1	運営体制、運営管理機関の信用および財産の状況等
2	継続投資教育等の運営管理業務以外のサービス

(出典)「確定拠出年金について」(平成13年8月21日年発第213号)から作成

図表2 評価の流れ



Point!

3 評価結果の取り扱い

加入者等に対して評価結果についての情報開示を行ったうえで、評価結果に基づいた運営管理機関に対する働きかけを行っていくことが、事業主として求められる。

法令解釈通知では、運営管理機関の業務状況に関する報告の内容および評価の内容について、加入者等に開示することが望ましいとしており、開示の手段としては、既存の情報提供において使用しているイントラネットや社内報等が考えられる。

評価を実施する委員会のメンバーに経営企画部門や労働組合を選定することで、おのずと情報共有ができるのであれば問題ないが、そうでないのであれば、評価結果について、経営層および労働組合へ報告することが望ましい。

評価の結果、どの程度のサービスの劣後をもって運営管理機関に問題があると結論付けるかは、事業主ごとに判断すべきものと考えられるが、他の運営管理機関との差異や制度運営上の支障が生じている場合には、運営管理機関を監督する立場として、対話を通じて、是正または改善を申し入れるべきである。

また、これらの評価の実施に関する履歴を、制度運営の履歴として保

存しておくことも欠かせない。履歴の保存に当たっては、数十年後に退職者から問題点を指摘されることも考えられるため、そのような状況も踏まえて保存期間を設定する必要がある。

Point!

4 第三者機関の活用

評価の実施に当たって、事業主は必ずしも企業型年金の専門知識や最新知識を有しているとは限らず、また、事業主が他の運営管理機関のサービス内容や水準を認識することは難しいと考えられる。

そこで、評価結果に対し専門性や中立性を担保するために、コンサルティング会社等の第三者機関を活用することも考えられる。第三者機関

の活用は義務ではないが、評価結果が適当であることの蓋然性が高まることから、加入者等の理解が得られやすくなり、信頼性の向上にも役立つと考えられる。

また、第三者機関の活用に当たっては、評価・助言を求める内容をあらかじめ明確にしておくこと、特に金融機関の系列に属するシンクタンク等を活用する際は、資本関係によらない評価・助言が行われることを事前に確認しておくことが望ましい。

なお、運営管理機関の評価の全体的な流れは図表2のとおりである。



企業年金連合会は、「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック」において、事業主が受託者責任の観点から制度運営に当たって果たすべき役割について、運営管理機関の評価や監督以外の項目も含めて、論点整理を行っています。ぜひ、「企業型確定拠出年金制度運営ハンドブック」をご一読いただき、制度運営の見直しの一助としていただければ幸いです。



企業年金連合会の「DCハンドブック」はWebサイトでご覧いただけます

企業年金連合会は「制度運営ハンドブック」だけでなく、「投資教育ハンドブック」および「継続教育実践ハンドブック」を作成しています。

「投資教育ハンドブック」では、投資教育の考え方や企画・実施の留意点を解説し、「継続教育実践ハンドブック」では、30社にわたる事例の紹介とノウハウの解説をしています。

これらは、企業年金連合会Webサイトでご覧いただけますので、ぜひ参考としてください。

DCハンドブック

検索

URL

<https://www.pfa.or.jp/jigyo/jimushien/dc/index.html>